

ETF 及び ETN への注文に対する数量制限等に係る取扱いについて

1. ETF及びETNへの注文に対する数量制限の設定値について

当取引所においては、有価証券の種類によって異なる方式の数量制限を設定しております。今般の変更に伴い、純資産額が一定未満(立会市場においては 10 億円未満、ToSTNeT 市場においては 350 億円未満)の ETF 及び ETN については、前月末時点の時価を元に計算した、一定の注文金額に相当する口数を数量制限として設定し、当取引所における注文の受付可否を判定します¹。本年 10 月 22 日以降に設定される設定値については、下記をご参照ください。

有価証券の種類		注文の数量制限(エラーとする注文の数量)	
		立会市場	ToSTNeT 市場
内国株券 (新株予約権及び REIT 等を含む、内国 ETF 及び ETN を除く)		上場株式数 ² の 30%を超える注文	
外国株券 ³ (重複上場されている外国 ETF 及び外国株預託証券等を含む)		3 万売買単位を超える注文	
内国 ETF 及び ETN	純資産額 ⁴ 10 億円未満	前月末時点で 3 億円に相当した数量を超える注文	前月末時点で 105 億円に相当した数量を超える注文
	純資産額 10 億円以上 350 億円未満	上場口数の 30%を超える注文	
	純資産額 350 億円以上	上場口数の 30%を超える注文	

(純資産額、上場口数及び上場株式数は前月末時点の数値を設定。)

2. 内国 ETF 及び ETN における注文の数量制限の設定方法・公表について

(1)数量制限の計算と適用

原則として、各銘柄の月末営業日の純資産額、上場口数及び終値等をもとに、設定される制限値を計算し、翌月 21 日(休業日の場合は翌営業日)から適用します。ただし、新規上場銘柄については、連動対象指数の終値あるいは当初発行価格等の当取引所が適当と認める値を用いて、設定される制限値を計算し、新規上場日から適用することとします。

¹ 立会市場においては、注文金額 3 億円に相当する数量、ToSTNeT 市場においては、注文金額 105 億円に相当する数量を設定することとします。それぞれ、注文金額の 3 億円あるいは 105 億円を月末時点の終値等で除した値を設定することとします。(端数は切捨てることとします。)

² 株券以外の場合には上場口数等と読み替えます。以下同じ。

³ ただし、当取引所単独上場銘柄及びメディシノバ・インク(4875)については、内国株券と同様の数量制限を適用しております。以下同じ。

⁴ ETN においては残存償還価額の総額と読み替えます。以下同じ。

(2) arrowhead の「上場株式数」項目に係る設定値の変更

当取引所の売買システム (arrowhead) においては、各銘柄の前月末時点における上場口数を「上場株式数」として設定しております。当該項目は arrowhead からのシステム間連携によって、取引参加者が参照することができますが、3 億円に相当する数量が数量制限として設定されている銘柄については、10 億円に相当する数量を「上場株式数」として設定することとします⁵。

そのため、当該銘柄に係る「上場株式数」については、各銘柄の実際の上場口数とは異なる値が設定されることとなりますので、実際の上場口数等を参照いただく際には、ウェブサイトで公表される値をご利用ください。

(3) 設定値の公表

ETF 及び ETN 全銘柄について、各銘柄に設定される注文の制限数量及び前月末時点の実際の上場口数等を、適用日の前営業日に、ウェブサイトで公表します。また、新規上場銘柄や分割・併合銘柄等については、都度公表します。

3. 一定数量を超える注文に係る取扱いについて

現在、上場株式数の 5% 超 30% 以下の注文 (外国株券の場合は 1 万売買単位超 3 万売買単位以下) については、取引参加者へ注文内容の確認等を行うこととしております。今般の運用変更に伴い、内国 ETF 及び ETN においては、「上場口数の 5%」と「一定注文金額に相当する数量」のうちいずれか大きな値を超えた場合に、取引参加者への注文内容の確認等を行います。

なお、当該注文が誤注文であることが確認された場合で、約定する可能性が高いときは、付合せ (特別気配の表示を含む。) を一時留保したうえで、当該取引参加者に対し注文の取消しを要請することとしておりますが、本運用についての変更はありません。

以 上

⁵ ToSTNeT における「上場株式数」は、システム間連携による配信は行われませんので、実際の上場口数等を参照いただく際には、ウェブサイトで公表される値をご利用ください。